

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年 11 月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200214号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200061号

第1 結論

請求者のA社における平成30年12月20日の標準賞与額を45万4,000円に訂正することが必要である。

平成30年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成30年12月20日

A社における請求期間の賞与については、事業主による届出を行っていたが、厚生年金保険料の口座振替が行われなかったため年金事務所に問い合わせたところ、届出が行われていないとのことであった。そのため、令和4年7月4日に届出を行っていたが、保険料徴収権が既に時効により消滅しているため保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている。当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準賞与額を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、事業主から提出された給与支払帳及び賞与に係る一覧表により、請求者は、請求期間に45万4,000円の賞与を支給され、当該賞与額に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年12月20日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したと陳述している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年12月20日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200197号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200062号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和55年1月31日から同年2月1日まで

A社に昭和55年1月31日まで勤務し、同年2月1日に他社へ転職したが、請求期間に厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に昭和55年1月31日まで勤務していたと主張しているところ、雇用保険の加入記録では、請求者の同社における離職年月日は同年1月30日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日(事業所に使用されなくなった日の翌日)と符合しており、請求者が名前を挙げた複数の同僚についても、雇用保険の離職年月日と厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は符合している。

また、事業主は、請求者に係る請求期間当時の資料について保存年限経過のため確認することができない旨回答していることから、請求者の在籍期間及び請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、請求者が名前を挙げた複数の同僚に照会したものの、請求者の退職日を特定できる回答を得ることができない。

このほか、請求者が請求期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料はなく、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。